

令和3年4月1日

関係各位

横浜市建築局企画部建築防災課長

## 横浜市木造住宅耐震改修促進事業 令和3年度の制度改正についての 会員の方への周知のお願い(依頼)

日頃より、本市建築行政にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

横浜市では、昭和56年5月末日以前に建築確認を得て着工された旧耐震基準の木造住宅の耐震化を促進するため、耐震改修工事費を補助する「横浜市木造住宅耐震改修促進事業」を実施しております。同事業及び同事業に係る設計・施工事業者登録制度の運用にあたりご協力をいただいております。

この度、令和3年4月1日に木造住宅耐震改修促進事業の制度改正を行います。つきましては、貴団体の皆様に同事業等の改正内容について周知していただきとくお願ひ申し上げます。改正内容については下記のとおりです。

### 令和3年4月からの改正点について

#### ◆「申請書類等の押印・署名」の取扱いについて

横浜市木造住宅耐震改修促進事業の申請書等の押印・署名を原則廃止いたします。ただし、継続して押印・署名が必要な書類もございますので押印等要否の詳細や、最新の様式については、4月上旬にホームページに掲載いたしますのでご覧ください。申請をする際にはホームページより最新の様式をダウンロードし、使用してください。

#### ◆「本人確認の身分証」の写しの提出について

押印の廃止に伴って、申請書の提出時に、申請者本人の身分証（免許証、保険証等）の写しのご提出が必要となります。また、申請者から委任を受けている代表となる建築士の身分証（免許証、保険証等）の写しのご提出が必要となります。

なお、ご提出いただいた身分証の写しについては、内容確認後、破棄します。

(問合せ先)

横浜市建築局建築防災課

耐震事業担当

電話：045-671-2943

FAX：045-663-3255

**— 横浜市木造住宅耐震改修促進事業 —  
申請の手引き 一改訂第6版一**

**【令和3年度の改正点】**

**◇「申請書類等の押印・署名」の取扱いについて**

申請書等の押印・署名を原則廃止いたします。そのため、「第2章 記入要領について（P74～）」の記入例に押印がありますが、令和3年度からは不要となります。

ただし、継続して押印・署名が必要な書類もございます。以下の書類に関しては、令和2年度と同様に押印等が必要となります。（横浜市の運用に関わらず、押印等が必要である契約書等の書類については記載しておりません。）

**<継続して押印・署名が必要な書類>**

書類	必要な押印・署名等
委任状	代表となる建築士の押印および申請者の自署
市税の滞納状況を調査することについての同意書	補助対象建築物に居住している全員の自署
耐震診断の計算書（現況・補強）	代表となる建築士の押印（建築士氏名、建築士番号）
見積書	社印又は代表印
補助金請求書（第19号様式）	申請者の押印

**◇「本人確認の身分証」の写しの提出について**

押印の廃止に伴って、申請書の提出時に、本人確認ができる書類（下記①②）のご提出が必要となります。

- ①申請者本人の身分証（免許証、保険証等）の写し
- ②申請者から委任を受けている代表となる建築士の身分証（免許証、保険証等）の写し

申請の手引き P27 の申請書類の【必ず提出するもの】に記載はありませんが、令和3年度からは上記①②の提出が必要となりますのでご注意ください。

また、マイナンバーカードやマイナンバーを含む書類での受付はできませんのでご注意ください。

なお、ご提出いただいた身分証の写しについては、内容確認後、破棄します。